五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［略］	［略］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十四　令第二十三条の三の七第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［略］	［略］	［略］
	［略］	第四十四条第八項	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［同上］	［同上］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十四　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	第四十四条第七項	［同上］

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○法務省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

法務大臣　平口　洋

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四七、三三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、九〇三人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四七、三三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、六七七人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。